

## 2・6 各国のマイマイガ規制

カナダ、米国、豪州およびニュージーランドはアジアマイマイガ（AGM：Asian Gypsy Moth）の自国への侵入を防止するため、特定の入港船舶に対して入港制限などの規制を行っている。

また、カナダは、2003年5月より、AGMに関する規制の見直しを行っており、同見直し案では日本の15の港がハイリスク港（AGMが多く発生する港）の対象となっている。

日本の港がハイリスク港に指定された場合、カナダ入港前に錨地での検査が要求されるなど、船舶の運航への影響が懸念される。

カナダの提示しているわが国のハイリスク港は次の15港である。

小樽、函館、秋田、酒田、直江津、伏木、富山新港、金沢、敦賀、千葉、岸和田  
松永、宇部、小倉、博多

カナダはわが国に対し、上記15港におけるマイマイガ発生状況などについての調査を要請しており、現在、農林水産省によって調査が実施されているところである。調査の結果、当該港において、マイマイガの発生が認められない、マイマイガ発生時期に北米向けの船舶が寄港しないことなどが確認された場合、同港はハイリスク対象港から除外されることとなる。

なお、カナダはわが国の調査結果が出るまで、規制の見直しは行わないとしている。

また、2005年1月1日現在の各国のAGMに関する規制は表1のとおりとなっている。

〔表1〕害虫等の船舶による移送に関する規制

1. 米国

米国寄港時期	AGM Vessel Alert List	寄港地	ロシア寄港期間	植物検疫証書	規制内容
3月～8月 (ハイリスク期間)	リスト記載なし	極東ロシア	7月～9月	不所持	自主的入港見合わせ ただし港外での検査に合格すれば入港可能
				所持	入港許可 着棧後、又は日中に検査を実施
		極東ロシア以外	上記期間以外		通常の検疫検査
		不明又はロシア船籍			自主的入港見合わせ、 ただし港外での検査に合格すれば入港可能
	リスト記載船			不所持	
				所持	
1月、2月 および 9月～12月 (ローリスク期間)	リスト記載船				入港許可 着棧後、又は日中に検査を実施
	リスト記載なし	極東ロシア			
		極東ロシア以外			通常の検疫検査
不明又はロシア船籍				入港許可 着棧後、又は日中に検査を実施	

AGM Vessel Alert List：前年の7月15日から9月30日の期間に極東ロシアに寄港した船舶のリスト

植物検疫証書：State Plant Quarantine Service of Russiaより発給されるAGMが存在しないことを証明する証書

2. カナダ

船舶	リスク期間	検疫措置
ハイリスク船 (当年及び前年の7月1日～9月30日の期間に、北緯60度以南の極東ロシアのハイリスク港に入港した船舶)	3月1日～10月15日	全ての船舶はカナダ着時にマイマイガ検査が実施される。承認された国の植物検疫証明書の所持が勧告されている。
	10月16日～2月28(29)日	入港は許可されるが、マイマイガの監視が行われる。植物検疫証明書は要求されない。マイマイガが発見された場合は、船長および代理店に通知される。
	通年	全ての船舶はカナダ再入港に備え、いつでもマイマイガの検査を要求できる。検査に合格すれば合格書が発行される。
ローリスク船 (ハイリスク船以外の船舶)	通年	全ての船舶に対し、マイマイガ監視が行われ、マイマイガ生存の兆候が発見された場合、ハイリスク船と同様な手続きとなる。

ハイリスク港：Artem, Datta, De Kastri, Dunay, Grossevichi, Innokent`yevskiy, Kamenka, Kastri, Koppi, Kuznetsovo, Lazarev, Maksimovka, Nakhodka(Major port), Nei`ma, Nikolayevsk, Ol`ga, Petropavlosk, Pos`yet, Rudnaya Pristan, Sakhalinskiy, Samarga, Slavyanka, Sovetskaya Gavan, Svetlaya, Terney, Valentin, Vanino, Velikaya Kema, Veselyy Yar, Vladivostok(Major port), Vostochny(Major port)

### 3. ニュージーランド

船舶	植物検疫証書	検疫措置
ハイリスク船	所持	着岸後検査 ただし検査のため、着岸は日没 4 時間前まで検査時間が十分確保できない場合は 8km 沖合で待機
	不所持	8km 沖合で検査、検査に合格すれば着岸可
ローリスク船		着岸後検査

**ハイリスク船：**北緯 60 度以南、東経 147 度以西の太平洋ロシア諸港に 7～9 月に期間に寄港した船舶

**ローリスク船：**7/1～9/30 の期間に次の港に寄港した船舶

- ・北緯 60 度以北、東経 147 度以東のロシア諸港
- ・北緯 30 度以北の中国諸港
- ・日本：北海道の諸港
- ・カナダ：BRITISH COLUMBIA 州の諸港
- ・USA：WASHINGTON および OREGON 州の諸港
- ・ドイツ：全ての港

1. 過去 2 年間、7～9 月の時期にハイリスク地域に寄港したハイリスク船は、入港 48 時間前に MAF( The Ministry of Agriculture & Forestry ) に通報する。
2. AGM が発見された船舶は、MAF から 8km 沖合いへの退去を要求される。AGM が存在しないことを証明するまで再入港はできない。

### 4. 豪州

船舶	期間	検査	検疫措置
ハイリスク船	通年	無線検疫フォームで通報 ( 入航 12~48 時間前に同フォームをオーストラリア検疫検査局 ( AQIS ) に提出 )	AGM の検査を条件に入港できる。検査は着岸後日中に行われ、検査に合格後検疫終了となる。

**ハイリスク船：**

過去 2 年間、7～9 月の時期に極東ロシア諸港( 北緯 40 度~60 度、東経 147 度以西 ) に寄港した船舶。

ただし、次の場合は AGM 検査が免除され、書類審査のみ行われる。

- ( 1 ) 最後の極東ロシア寄港以後、豪州、カナダ、米国あるいはニュージーランドの当局による検査に合格している場合
- ( 2 ) 最後の極東ロシア停泊中にロシア当局による検査を受け、証明書の発給を受けている場合